

農業だより

令和6年度新庄市小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金「集中受付」について

1 交付対象者について

- 該当する復旧工事は、業者へ依頼する復旧工事と自力で復旧する工事があります。
- 土地改良区、農業協同組合、農業法人、農業者の組織する団体及び**生産調整を達成している農業者**
(**農業者**：経営耕地面積が30アール以上又は1年間の農産物販売額が50万円以上ある者)
- 【注意】**①申請手続きに関する内容は、**農業だより459号**を参照してください。
- ②工事依頼業者等へ**支払済の工事費が対象**です。
- ③どちらの復旧工事も「**実績報告・請求**」の**期限は令和7年2月28日まで**です。
※期限を過ぎるとお支払いできない場合があります。

2 集中受付期間及び会場

時間	会場	日付	集落
9:00~11:30 13:00~17:15 18:00~20:00 (上記の内都合のつく時間でお越しください。 ※申請には印鑑を持参してください。)	東庁舎202会議室	10/15(火)	北部管内
		10/16(水)	北部管内
	東庁舎102会議室	10/18(金)	八向地区
	東庁舎202会議室	10/21(月)	八向地区
	東庁舎102会議室	10/22(火)	新庄・稲舟地区
		10/23(水)	新庄・稲舟地区

新庄市の受付期間：令和6年9月10日(木)～令和7年2月28日まで(金)

※10月23日(水)以降は新庄市農林課で受付を行います。

3 補助金の交付額

補助事業	補助対象経費	補助金の額
小規模農地等災害緊急復旧事業	令和6年7月7日以降に発生した豪雨により被害が生じた農地（水路、農道、ため池等を含み、本市に所在するものに限る。）及び当該農地に隣接する土地等（以下「被害農地等」という。）を原形に復旧することを目的とする事業（原形に復旧することが不可能な場合において、当該被害農地等の従前の効用を復旧するために必要な事業を含む。）に係る次の経費 (1) 工事費（業者等へ発注するもの） (2) 資材購入費 (3) 機械器具レンタル料等 (4) その他市長が必要と認める経費	被害農地1か所あたりの補助対象経費の額の区分に応じ、次に定める額以内の額（1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額） (1) 40万円以上のとき 補助対象経費の合計額に10分の9を乗じて得た額（当該額が40万円未満となるときは、40万円）又は補助対象経費の額から40万円を差し引いた額に6分の5を乗じて得た額に40万円を加算した額のいずれか低い額（90万円を上限とする。） (2) 40万円未満のとき 補助対象経費の額

※補助対象となる復旧工事は、原形復旧です。機能を向上するような復旧工事は補助対象外です。

原則、1工種が150メートル以内の間隔で連続しているものについては1件とみなします。

また、150メートル以上離れている場合でも、総額40万円以下で、かつ1工事契約で復旧できるものは1件の取り扱いになります。謝礼や人件費（本人・家族等）は交付の対象にはなりません。

4 提出先 お問い合わせ

新庄市農林課 農村・森林振興係までご提出ください

新庄市農林課 農村・森林振興係 電話 0233-29-5837（直通）

メール nourin@city.shinjo.yamagata.jp